

○水戸市観光審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第58号

水戸市観光審議会条例（昭和43年水戸市条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 観光開発の推進を図るため、水戸市観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 観光資源開発に関すること。
- (2) 広域観光に関すること。
- (3) 観光行事に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第7条 審議会に、特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、産業経済部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。